

令和7年5月23日

報道関係 各位

高額療養費支給決定通知の誤送付に係る個人情報の漏洩について

当市において令和7年5月23日（金）、高額療養費の支給対象者に送付する「高額療養費支給決定通知」を、対象者ではない方へ誤って送付し、個人情報が漏洩したことが判明いたしましたので、お知らせします。

対象の方をはじめ市民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけし、深くお詫び申し上げますとともに、徹底した再発防止策を講じ、信頼回復に努めてまいります。詳細は下記のとおりです。

記

1. 漏洩が判明した経緯

5月20日（火）：

対象者3名に高額療養費の支給決定通知を送付

5月23日（金）正午ごろ：

誤って送付してしまった世帯の方から「支給決定通知が送られてきたが、通院していない」との連絡により誤送付が判明

2. 漏洩件数等

5月20日（火）に送付した3通のうち1通

3. 漏洩情報

住所、氏名、診療を受けた月（「令和7年1月分」と記載）、診療を受けた医療機関の名称、高額療養費支給決定金額、資金貸付済み金額、今回支払金額、支払予定年月日（「令和7年5月27日（火）」と記載）

※支払先（振込先）口座については、「ご指定口座」という文言を記載しており、具体的な金融機関の名称や口座番号等の記載はありません。

4. 漏洩が起きた原因

通知発送時の郵便物の宛名ラベルを作成する際、同姓同名の他人の住所を正しいものと誤認し宛名ラベルを作成・使用したため。

次のページへ

5. 漏洩判明後の対応

誤って通知が届いた方（本日、連絡をくださった方）へ連絡し、回収する予定となっています。

また、本来、正しく通知を送付しなければならなかった方につきましては、本日5月23日（金）午後4時ごろに訪問し、お詫びのうえ通知をお渡しいたしました。

6. 再発防止について

ダブルチェックなど事務処理手順の遵守を徹底するよう指導してまいります。

7. 参考（高額療養費とは）

国民健康保険には、所得に応じて、1か月当たりの医療費負担額に上限を設け、その上限を超えて医療機関等の窓口でご負担をされた場合には、「高額療養費」として、その超えた分を保険者である市がお支払いする制度があります。

また、ご負担されることが経済的に困難な場合には、資金を事前に貸し付けて、後日に精算する制度があります。

お問い合わせ

○本件に関すること
牛久市保健福祉部医療年金課
担当:宮本 （内線1720）

○発信元
〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111(内線 3221・3222)
Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp